

研究

運搬船の遭難記録

漁村羽山浦にある庄屋文書 三

賛助会員 安部弥右衛門

(住所 西尾郡御船町新洲浦)

社会の文化、科学の進歩と共に、年々船舶は大型となり、航海術は進歩し、滑車を機械で風力を要せず運航する現今でも、依然として海難事故は跡を絶たない。昔の貧弱な木造船で、帆と風を応用し航海していた時代は、屡々難波船のあったことば止むを得ぬことである。

船乗りは、板子一枚下は地獄と昔から云っているように、漁村にはいろいろの海難の語が残っており、別に珍らしく感じないが、遠く嘉永年代の海難記録が、庄屋古文書として残っているのを見ると、何となく心を打たれるものがあるのを公けにして、海村の人々には、漁人の苦難を知るように。又都市や山村の人々には、漁村の人々や船乗りを業としている人々の生活の一端を窺い知るよすがにもと、本件を記すことにした。

一 壹艘四枚帆

菱千加 羽山浦
 荷荷 次千加 貞五郎船
 つとわし

但三人乗組 沖船頭 梶寄浦

音五郎

右同浦組浦代

市

米水津村組小浦

利手

右之船浦江浦二而御改ヲ請、先月二日同所出帆仕、同四日羽出浦之罷帰リ、同七日曉七時頃居浦出帆仕、同日暮六時頃佐賀蘭之着船仕、翌八日朝五時頃同所出帆仕、夫々同十八日朝六時頃兵庫へ着船仕、同日昼九時頃同所出帆仕、得共一向逆風無御座に而、漸々同日夜四時頃大坂天保山へ寄里斗リ、沖ニ沙掛リ仕居公死、同夜九時頃西風ニ相成公故破ヲ取出帆仕、大坂川口に乘公公死、折節上荷船老公死、後以西風烈敷波高ニ相成リ公、折節上荷船老公居合申公ニ付、早速相雇、菱千加船三隻、次千加拾式儀、津といわし式百拾式儀并船諸道具等上荷船に積込、船頭音五郎儀は本船に罷乗、加子利平儀市兩人の荷共は右上前船に乘込天保山へ罷越、茂市儀ハ右荷物之番仕、利平儀ハ又々上荷船相雇、人数五人乗組本船ニ罷越度奉存公得共、西風烈敷波高く御座候而渡海難相成公ニ付、其俣薩ニ罷帰リ大坂南迄所目、宿坊右衛門方江同夜曉七時漸々罷越、右之次第相伝公死、同人儀早速上荷船相雇、人数式拾人余リ乗組、又々本船ニ可罷越ト而御働公得共、何分波高ニ御座公得共、船頭音五郎儀余程相働公得共、本船見受公得共、船頭音五郎儀本船打くだ得共、西風烈敷公而翌十九日夕八時頃本船打くだ得共、船頭音五郎儀ハ行方相分リ不申公。猶亦吟味仕、船頭音五郎儀ハ何れ弱死仕儀と奉存公、然所船板少々打揚リ申公。尤積揚公荷物之儀ハ大坂

女子

問屋平野屋仙太郎方へ預け置か間、同廿一日右之趣
 大阪御蔵屋鋪之申上置か。且又上荷取木津川谷四郎
 船に正銀三貫文と酒式升爲謝礼差上申か。同是艘
 木津川助船五人之者共え、全式朱謝礼仕か。同是艘
 南老所目助船式拾人余リ之者共ハ、全老兩老歩と酒志
 才謝礼仕申候。宿考右衛門方へハ謝礼仕不申、貞五
 郎罷上リハ上謝礼致度申入置か

折節水津浦組宮野浦久太郎船罷登居申かニ付、利
 子茂市兩人の者共ハ右久船ニ便船仕、当月八日大
 夜表出帆仕、昨廿三日夜立の時頃当浦下着仕申候
 候に付、兩人のもの共吟味仕候次第前所の通申し候。尤
 七御往來の儀ハ兩人共持参仕罷下り申候ニ付、今日
 返上仕候。依此段御申上候御断申上候。以上
 寅十一月廿四日

御浦奉行
 増野又右衛門殿
 中嶋運右衛門殿
 御立会

(註) ① 四枝帆——帆布の幅数である。これにより船体の大小が察知出
 来る。この船は大きい船ではなく、船主貞五郎は後年六枝帆の大
 きな船を作っている。

② 煮干加——浜干加——詳細は史葉第七十三号の記事参照のこと。

③ 沖船頭——船の運航等に全責任を持つ人、現今の船長。

④ 加子——帆を張り揚を漕ぎ、又は荷物の積卸しなとする船員
 ぞ、水夫とも書いた。

⑤ 蒲江浦で御改を受け——運上銀の関係で、藩庁の役人に積荷の
 検査を受けたものか。

⑥ 昔の時刻

七ツ(寅の刻)	八時
六ツ(卯の刻)	六時
五ツ(辰の刻)	八時
四ツ(巳の刻)	〇時
三ツ(午の刻)	正午
二ツ(未の刻)	午後二時
一ツ(申の刻)	四時
六ツ(酉の刻)	六時
五ツ(戌の刻)	八時
四ツ(亥の刻)	〇時
三ツ(子の刻)	午前二時
二ツ(丑の刻)	四時

⑦ 建風——目的的方向に前進している船の揚げ左帆は、正堂に
 受ける風。

⑧ 汐掛り——船の進行する方向から船が向って流れる潮の力が強
 い時に、追風が来いか又は風力の弱い時に、船を後方に流される
 のを避けるために一時錨を下して船の移動を止め、追風が来
 るか又は潮流の弱くなるのを待つことという。

⑨ 破泊——これは錨と同じ。船の破泊に必要なる器具。

⑩ 上荷船——荷物を積下しする貨物船が陸に接岸出来な
 るに付、上荷船を使つて貨物の積下しをする。

⑪ 洲屋——積上つた荷物を依託して売買の轉換を頼む店。
 御蔵屋鋪——各藩共、江戸又は大阪に御蔵屋敷を有つて
 いた。領国から積上つた自藩の米麦其の他の物品を保管し
 又は所々の有力な商人と売買、金融、経済等密接な関係をもち
 ていた所。

⑫ 便船——或る人の行かんとする目的地へか後送と或船の行先が合
 致するときに、商売船などに頼んで束せて貰つたその船を便船
 という。

⑬ 御往來——これは旅行を許された時に、藩庁から文符で水舟往來
 手形のことであり、これを左に伝は他處を通行することは許
 されぬ大切なもの。歸郷の時は届書に添えて藩庁(御浦
 奉行)に返納することになっていた。

⑭ 浦江浦で御改を受け——運上銀の関係で、藩庁の役人に積荷の
 検査を受けたものか。

一 手繰船 老艘

同百姓浜右衛門伴 常 蔵

右之もの共、同所百姓七兵衛と申者、手繰船皆受、
一昨廿三日早朝次浦出帆、大嶋之内、高千辺に罷越漁
業仕罷歸、中途中、崎栗掛り、不処日暮に相成り、
北風強波高、而不斗うら帆打不付、打驚帆下下
不舟松落、二相成り、其俣岩へ被打揚、兩人二
而種々ニ相働、不得共闇夜波高、而仕方無御座、兩人
共岩鼻へ飛上り助命仕、羽出浦の舟八重石泊り浦と
中所之罷越、外段、拜出浦役人共之為相和、不付、
早速小松二人兼乗組、左、索不付共、何分前断之通闇
夜ニ而松行方不、相分、不付、仁喜藏同道ニ而羽出浦
庄屋方へ罷越、不故、難船之次第吟味仕、不処、書面之
通御座、不、尤船之儀、破損ニ相成、諸道具等、不、裁
流失仕、不、儀、而奉存、不、旨申、不、
依此段中上候、以上
丑、十二月廿五日、役人、中、(印)

進上

(註) ① 手繰船 — 手繰船といふのは、浦前の普通の小漁船で、船の
長さは八米位、船頭に差板等、力設備もなく、單に素板を敷
いてあるだけの、極めて簡便な構造である。
その船に手繰網といふ小さな網を積みこんで、極寒の沖に出
て船の上から曳く、北風且西北風のすさまじい暴風で、極
めて危険、且つ過重汚穢である。

② 次浦から大島へ高千まで、約十六程、殊に冬は波が荒れ、高
千浦近の潮流は、片一、海である。

① 白舟 — 羽出浦と有明浦との中間に突出している岬で、其所
は、航海業者も此元の大漁、最も恐るべき荒波で、よく船の遭難
する所である。

② 帆 — 帆を打つとは、帆が追風と受けて走っている時、突
然逆風が起り、帆裏に強風を受けて、帆が止まり、多くは揚子
を被覆する。船乗りは最も恐るべきものである。

③ 汝込ぬ — 水込みといふのは、帆が裏帆を被覆、後に船の
進行がとまり、船体が一方に傾くか、又は動揺する時によ
起り、船が水浸しになること、また荒天で波が、隔岸時とか
積荷の多すぎた時などにもよく起る。

④ 岩鼻に飛上つて身をもつての、かたから生命が助かつた。船に
残つていたら、この難所で、当夜の状況で、日水死は免れなかつ
たであろう。

⑤ 浦役人への連絡 — 当時泊り浦には、二軒の人家があり、羽出浦
役人までは、二料以上の途中、三つの坂の山道を越える難路であ
つた。

⑥ 五 — 春永六年
⑦ 役人中 — 村役人、即ち庄屋以下、連名、そして、これに留書、
即ち控書であるから、宛名を省いているが、第一の文書と同
く、御浦奉行兩名の宛名が、高く書かれている筈。

次の文書は、前掲手繰船の遭難から二日後の夜、居村の
海岸に繋いで、あつた船が、難破した事件である。この頃は
冬の季節風の最も激しい時期である。

覽

- 一 老艘 御役目船 文 木 郎 助
- 一 小松 老艘 儀 助
- 一 小松 老艘 基 助
- 一 同 老艘 音 七 郎 助
- 右之船前段之通打わり申、不得共造、作にハ相掛申、不

古日書面之通損申外、依此段御断申上候 以上

天十二月晦日 役人 (印)

(註) ① 御役目船——部落の公用船である。文太郎とは船主の名前で

あるので、當時の庄屋であつたようだ。

② 作事に相掛り申す外とは修繕も出来ないという意。

③ 建造—修理と同意に用いている。

覚

一 老艘 小船 地下 善右衛門

一同 勇 吉

古之船々今日相割申外ニ付戸立上納仕外此段御断申

上候 以上 寅八月廿八日 役人 中 (印)

進上

ついでに、更に戸立上納の覚書が出ている。

覚

一 老艘 御役目船 文太郎

一 老艘 小船 儀 助

古之船相割申外ニ付戸立上納仕外、依此段御断申上候 以上 寅正月十八日 役人 (印)

(註) ① 相割く——船を解体すること

② 戸立上納——戸立は船の艦の端にある覆文を覆って廣い板のこ

とである。この板は船の基礎である「カワラ板」という。船の

底板の船尾に斜めに立てて釘付けられ、その左右両端で両

舷の覆文を棚板を上下に一枚ずつ釘付けして(これをカジキ、上

棚板と称す)これが船の骨格の中心となるもので、船では主要

な部分である。

私たちが記憶にある明治年代には、船を新造すれば船體札と

称する板十五枚、幅十枚の板札に、必要事項を墨書し、これ

に焼印を捺したものと交付して戸立板に釘付けし、船を解

体するが又は売却した時はこの船體札だけを船から取りし

て返納する規則であつたので、取扱は手帳であるが、藩政時

代以降には、直接船体の主要部である戸立板に焼印を押さ

いながら、解体の証明として焼印のついてある戸立板を上納さ

せていたものであろうか。

長さ一米から一米五十程内外、幅五六十程以上、厚さ五、六程

重さ二、三十程(普通の場合)の厚板を持運ぶ、不便な取

扱の板であるが、それが當時の規であるとは止むを得

ぬことである。

③ 寅—嘉永七寅年 (おわり)

研究

大島神所家の古文書

佐伯藩の漁民優遇についての考察

会員 羽柴 弘

前号で大島(南門町鶴見町)神所家の古文書を紹介し、藩

祖毛利高政の河拓農政のことを述べ、尚神所家所蔵の古

文書と早い時期に見せて貰いたいと希望したところ、意

外に早くその時かよえられ、これから法上に載せていま

さかの解明を試みたい。これ全く土屋睦治氏の御尽力と

神所家への御厚意によるものと、心から感謝申し上げたい。

古文書は約三十通近く、それに古色蒼然たる神所家の

過去帖一冊で、前号紹介のものとは第一とすれば、第二か

ら第九まで正文書が皆不流通、その際、御所から御所へ